

平成30年度 東員町財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成30年度	平成29年度	比較	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	14.64 (%)	
② 連結実質赤字比率	— (%)	— (%)	— (%)	19.64 (%)	
③ 実質公債費比率	2.6 (%)	3.0 (%)	△0.4 (%)	25.00 (%)	
④ 将来負担比率	— (%)	— (%)	— (%)	350.00 (%)	

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

平成30年度の実質赤字比率は、早期健全化基準の14.64%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

② 連結実質赤字比率について

平成30年度の連結実質赤字比率は、早期健全化基準の19.64%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

③ 実質公債費比率について

平成30年度の実質公債費比率は2.6%となっており、早期健全化基準の25.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

④ 将来負担比率について

平成30年度の将来負担比率は、早期健全化基準の350.00%と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

(3) 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特にない。

平成30年度 東員町水道事業会計及び東員町下水道事業特別会計

経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

（1）総合意見

審査に付された水道事業会計及び下水道事業特別会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

水道事業会計

比率名	平成30年度	平成29年度	比較	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)	

下水道事業特別会計

比率名	平成30年度	平成29年度	比較	経営健全化基準	備考
① 資金不足比率	— (%)	— (%)	— (%)	20.0 (%)	

（2）個別意見

両会計共に資金不足比率は、経営健全化基準の20.0%と比較すると、これ下回り、良好な状態にあると認められる。

（3）是正改善を要する事項

指摘すべき事項は特になし。